

小規模宅地等の減額と相続時精算課税制度の関係

Q : 相続時精算課税制度を利用して子供に宅地を贈与したいのですが、この場合、私の相続時に小規模宅地等の減額特例は適用できますか？

A : 取得原因が贈与ですので、小規模宅地等の減額特例の適用はできません。

【解説】

小規模宅地等の減額特例とは、被相続人が事業や居住の用に供していた宅地のうち一定の部分については、残された相続人が生活していく上で必要であるということから、一定の減額をしてくれる特例ですが、この特例は、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が事業の用又は居住の用に供していた宅地等を相続人等が相続又は遺贈により取得した場合に認められるものです。

相続時精算課税贈与財産は、贈与者が亡くなったときに相続財産に加算されますが、これは、その贈与した財産の価額を加算するだけにすぎませんので、取得原因が贈与であることから、その財産がたとえ小規模宅地等の減額特例の対象となる宅地等であったとしても、適用することはできません。

つまり、相続時精算課税贈与財産には、小規模宅地等の減額特例による評価減は認められないということですから、小規模宅地等の減額特例が適用できる宅地等は、相続時精算課税の適用は受けず、相続時に小規模宅地等の減額特例を受けるようにした方が有利になると思われます。

